

鎌 都 政 第 34 号
令和 8 年（2026 年） 4 月 17 日

事業者等の皆様へ

都市政策課長

自主まちづくり計画への協力について（依頼）

日頃から、鎌倉市のまちづくりにご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

鎌倉市では、市民参画のまちづくりを推進するため、鎌倉市まちづくり条例（以下「条例」という。）に基づき、地域住民が主体となって、一定の地区を対象として快適な居住環境の保全と創造を図るためのまちづくり計画を定め、市に提案することができる「自主まちづくり計画（以下「計画」という。）」制度を設けています。

市に提案された計画について、同条例では、市長は計画の周知に努め、地区において開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画を自主まちづくり計画と調和させるよう努めなければならないと定めています。

つきましては、各団体の計画の内容をご理解いただき、計画の策定地区内で開発・建築行為を行う場合には、関係法令等の手続前に、計画を策定・運用している各団体にご相談いただき、必要に応じて、協議を行っていただきますようお願いいたします。

【留意事項】

- ※ 条例に基づく市への届出等は不要ですが、計画の内容を踏まえた開発・建築行為を行ってください。
- ※ 現在、15 地区で計画が策定されています。各団体の代表者の連絡先については、都市政策課都市政策担当 までお問合せください。

事務担当

鎌倉市役所 都市政策部

都市政策課 都市政策担当

電話：0467-23-3000（内線 2820、2823）

Email: toshisei@city.kamakura.kanagawa.jp